

柔軟な働き方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育てや介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となるものである。また、副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。

働き方改革を進める上では、こうした柔軟な働き方がしやすい環境を整備することが重要であることから、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、これらの実態を把握しつつ、普及に当たっての課題等を整理するとともに、ガイドラインの策定等に向けて、検討を行うため、有識者からなる検討会を開催する。

2 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- （1）柔軟な働き方の実態や課題の把握
- （2）柔軟な働き方を普及するためのガイドラインの策定等に向けた検討
- （3）その他

3 参集者

- （1）検討会の参集者は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- （3）座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- （1）検討会は、厚生労働省労働基準局長及び雇用環境・均等局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （2）検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働関係法課及び雇用環境・均等局在宅労働課において行う。
- （3）検討会は、原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- （4）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

(別紙)

柔軟な働き方に関する検討会
参集者名簿

芦野 訓和	東洋大学法学部教授
荒井 太一	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
江木 忍	カルビー株式会社執行役員・人事総務本部本部長
河崎 保徳	ロート製薬株式会社広報・CSV推進部部長
神吉 知郁子	立教大学法学部准教授
小西 康之	明治大学法学部教授
萩原 牧子	リクルートワークス研究所主任研究員
松村 茂	東北芸術工科大学教授、日本テレワーク学会会長
湯田 健一郎	クラウドソーシング協会事務局長

(五十音順・敬称略)